従業員がiDeCoに加入するまたは加入している時の手続き

「人生100年時代」と言われる昨今、老後に備える資産形成のひとつとして、iDeCo(個人型確定拠出年金)を活用している方、これから加入を検討されている方も多いのではないでしょうか?

今回は、従業員が「これからiDeCoを始めたい」または「すでにiDeCoに加入している」といった場合に、 事業主はどのような手続きが必要なのかをご紹介したいと思います。

(iDeCoは、経営者や役員、個人事業主の方も加入できます。)

iDeCoってどんな制度?

iDeCoは、自分が拠出した掛金を、自分で運用し、資産を形成する年金制度です。掛金は65歳になるまで拠出可能であり、60歳以降に老齢給付金を受け取ることができます。

60歳になるまで、原則として資産を引き出すことはできません。また、運用商品の中には元本が確定されていない ものもありますので注意が必要です。

しかしながら、iDeCoには下記のような税制上メリットがあります。

~ iDeCoのメリット ~

- ① 掛金が全額所得控除
- ② 運用益も非課税で再投資(※1)
- ③ 受け取る時も大きな控除(※2)
- ※1 源泉分離課税(20.315%)がiDeCoなら非課税になります。
- ※2 年金として受け取る場合「公的年金等控除」、一時金として受け取る場合「退職所得控除」の対象になります。

どうして事業主の手続きが必要なの?

iDeCoは、加入資格によって拠出限度額が決まります。

つまり、会社員が加入をする場合には、勤務先の企業の年金制度によって、掛金の上限が異なります。

そのため、従業員がiDeCoに加入する時や、iDeCoに加入している従業員がいる事業主には年に一回、 当該加入者の掛金が限度額を超えていないことを、事業主が証明することが法令上、定められているのです。

加入資格		拠出限度額	加入対象とならない方
第1号被保険者 自営業者		月額 6.8万円 国民年金基金または 国民年金付加保険料との合算枠	○農業者年金の被保険者 ○国民年金の保険料を免 除されている方
第2号被保険者 会社員·公務員	会社に企業年金が ない会社員	月額 2.3万円	_
	企業型DCのみに 加入している会社員(※)	月額 2.0万円	〇お勤め先で加入している企業型DCの事業者掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方。 〇マッチング拠出を導入している企業型DCの加入者の方で、企業型DCでのマッチング拠出を選択した方。
	DBと企業型DCに 加入している会社員(※)	月額 1.2万円	
	DBのみに 加入している会社員(※)	月額 1.2万円	
	公務員		
第3号被保険者 専業主婦(夫)		月額 2.3万円	_

※ 企業型DC···企業型確定拠出年金

DB···確定給付企業年金

従業員から「iDeCoを始めたい!」と言われたら?

① 事業主の証明書(※1)へ記入しましょう

事業主の証明書は、加入者本人が運営管理機関から取り寄せます。

加入希望者から事業所に提出されましたら、所定の欄に事業主名称や所在地、登録事業者番号(※2)等の必要 事項を記入し、加入者本人に返却します。

加入時・転職時における事業主の証明書の発行は、令和6年12月より廃止される見込みです。

- ※1 「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」
- ※2 登録事業所番号は、その事業所で初めて事業主の証明書を提出した時に登録され、国民年金基金連合会から「事業所登録通知書」により通知されます。

② 掛金の納付方法を確認しましょう

掛金の納付方法は2種類あります。

(1) 事業主払込

加入者が<u>「事業主払込」</u>を選択している場合は、事業主は加入者の給与から掛金の天引きを行った上で、事業所の 預金口座から口座振替により納付を行います。国民年金基金連合会から事業所宛に送られる通知書で、当月の 掛金の引落予定金額を確認し、引落口座にあらかじめ掛金を入金しておく必要があります。

口座振替日に引落ができなかった場合、その月の掛金は拠出されなかった扱いとなりますので注意が必要です。

(2) 個人払込

加入者が「個人払込」を選択している場合には、当該加入者の掛金納付に係る事業主の事務はありません。

加入者にとっては、掛金の引落口座への入金忘れを防いだり、年末調整での手間が省けるなど、「事業主払込」によるメリットがある一方で、事業主にとっては事務負担が強いられます。加入希望者が「事業主払込」を希望している場合で、対応が難しい場合には十分な説明をした上で、払込方法を選択してもらう必要があるかもしれません。

すでにiDeCoに加入している従業員がいる時の手続きは?

① 年に1回、「現況届」を提出します

事業所に所属している当該加入者が、加入できる資格や掛金限度額に変更がなかったかどうかについて、年に1回届け出ることが法令上、定められています。国民年金基金連合会から事業主宛にお知らせが郵送されますので、事業主はオンラインで証明する必要があります。

期日までに入力されない場合、対象者の掛金が引落しが停止されることがあるので注意が必要です。

現況届については、令和6年12月以降は廃止される見込みです。

② 源泉徴収(「事業主払込」の場合)

iDeCoの掛金は、小規模企業共済掛金控除として、全額が所得控除の対象となります。

加入者が「事業主払込」を選択している場合、当該加入者の給与から掛金の天引きを行う事業主は、毎月の給与に対し、掛金額を控除した上で、給与等の源泉徴収税額を算出することになります。

加入者が「個人払込」を選択している場合には、源泉徴収に係る事業主の事務はありません。

③ 年末調整

加入者が「個人払込」を選択している加入者に対しては、毎年10月頃に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が 国民年金基金連合会から送られてきますので、それに基づいて年末調整を行います。

iDeCoに加入している従業員が退職・転職する時

iDeCoに加入している従業員が退職や転職をする場合は、加入者が運営管理機関で手続きを行います。

「事業主払込」を選択していた従業員が退職する場合には、事業主が**「退職者に係る掛金引落停止依頼書」**を、 国民年金基金連合会宛に提出する必要があります。

転職してきた従業員がiDeCo加入者の場合は?

IDeCoに加入している方が入社された場合には、加入者本人が運営管理機関に届出をします。

前述しました通り、事業所の企業年金制度によって掛金の上限金額が異なるため、加入者は掛金を変更する必要がある場合がありますので、事業主の証明書の発行が必要です。

_加入時·転職時における事業主の証明書の発行は、令和6年12月より廃止される見込みです。

こんな時には届出が必要で

登録事業所である事業主は、下記のような場合には届出が必要です。 届出が必要と思われる場合には、iDeCo公式HPにてご確認ください。

- ① 事業所の名称、所在地等が変わった時
- ② 掛金の引落口座や引落金融機関を変更する時(「事業主払込」の場合)
- ③ 掛金の納付方法を変更する時
- ④ 登録事業所を廃止する時
- ⑤ 企業年金制度を変更する時

(企業年金制度の導入や廃止により、iDeCoの掛金の拠出限度額が変更になることがあります)

など

もっと詳しく知りたい場合には、<u>iDeCo公式HP</u>をご覧ください。 ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。